

委員会提出議案第15号

再生可能エネルギーの普及の促進を求める意見書

平成23年8月26日に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が成立したことに伴い、太陽光、風力、水力などの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気は、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けられ、再生可能エネルギーの導入拡大の実現に向けた制度の創設が図られました。

また、政府のエネルギー・環境会議が本年7月に取りまとめた「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理において、革新的エネルギー・環境戦略の策定に当たり、中長期的に、現在の集権的エネルギーシステムから、新たな技術体系に基づく分散型のエネルギーシステムへの転換を目指すこととされました。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入と合わせて、分散型エネルギーシステムを実現することにより、再生可能エネルギーが持続的に拡大し、エネルギー・環境技術への民間投資を喚起し、新たなビジネスモデルを構築することとなります。

以上のことから、国においては、再生可能エネルギーの更なる普及を図るため、以下の事項について実施されるよう強く求めます。

- 1 電気事業者が買取りに要した費用は、原則として使用電力に比例した賦課金によって回収することとされており、電気料金の一部として、国民に負担を課していることから、国民への過度な負担とならないよう引き続き検討を行うこと。
- 2 電力需給の安定とコストの低減を図るため、発送電分離を含め、望ましい電力事業形態の在り方について調査研究を行うこと。
- 3 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の内容について、国民に対し一層の広報・啓発活動を行うこと。例えば、市民ファンド等が行う発電設備の設置の取組など、地域における優れた先行事例に関する情報提供を積極的に行い、地域の特長を踏まえた取組の進展を促すこと。
- 4 電気事業者及び再生可能エネルギー事業者が行うコストダウンへの自主的な取組を促進するための施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月22日提出

さいたま市議会市民生活委員会

委員長 稲川 晴彦